

さくら苑短期入所生活介護運営規程

社会福祉法人 徳慈会

社会福祉法人徳慈会指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳慈会が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下【事業】という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。）に対し、適正な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び職務内容、は次のとおりとする。
- 一 名称 短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム さくら苑
 - 二 所在地 埼玉県北本市深井5丁目67番地
 - 三 定員 4名
空床利用型 特別養護老人ホームの定員76名以内

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名（常勤1人 特別養護老人ホーム施設長兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 医師 1人（非常勤1人 介護老人福祉施設兼務）
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持の為の適切な処置をとる。
 - 三 生活相談員 1人以上（介護老人福祉施設の生活相談員兼務）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との調整を行う。
 - 四 看護職員 3人以上（介護老人福祉施設看護職員兼務）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五 介護職員 24人以上 (介護老人福祉施設介護職員兼務)

介護職員は、利用者の入浴、給食の介助及び援助を行う。

六 管理栄養士 1人 (介護老人福祉施設管理栄養士職員兼務)

管理栄養士は、給食の献立作成、利用者の栄養指導及び栄養マネジメント、調理員の指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上 (介護老人福祉施設兼務)

機能訓練指導員は、利用者の機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。

二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をうける。

三 相当期間(概ね連続する4日以上)にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

四 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

五 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

六 事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は相当期間(概ね連続する4日間)以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、事業の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(事業の利用料及びその他の費用の額)

第7条 事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。(別表参照)

一 食事の提供に要する費用 朝食350円、昼食700円、夕食450円 (1,500/日)

- 二 居室の提供に要する費用 1日当たり 1,000円
 - 三 送迎に要する費用
 - 四 理美容代 実費
 - 五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 3 前項の費用の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、北本市、鴻巣市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を厳守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時・事故発生時等における対応方法）

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第12条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は

助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年12回以上

- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人徳慈会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年1月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。